



福間直樹（フクマナオキ）
(株)成都地所 代表取締役

不動産最適化診断レポートとは？

今話題になっている相続税の問題、不動産価格の下落など、不動産を抱えているオーナーにとっては悩みがつきない時代となりました。相談に来られるお客様も、そもそも、何をどうしたら良いのか？という相談が増えてきました。

何をどうしたら良いのかに関しては、事例に対してのシミュレーションをする不動産最適化診断レポートを作るのが一番です。今回は、不動産最適化レポートについてお話しします。

不動産を所有しているオーナーは、次の2つの検討をすると思います。

- ①現在不動産を所有しているうえでの最適化
- ②将来不動産を相続させるうえでの最適化

通常は①の現在の状態を少しでも良くしたいと考えて行動される方が多いのですが、実は②の将来の相続を検討する方が重要です。

理由は、相続税を払う現金が不足して破産に追い込まれるケースがあるからです。

但し、将来相続税がかかるからと、安易にアパートを建設するのも危険です。アパートには、アパートローンの支払いの問題、補修の問題、家賃の維持の問題、空き室の問題がつきまとうからです。

そこで、お薦めなのが、成都地所が推奨する『不動産最適化診断レポート』です。

現在所有している不動産を売れば良いのか貸せば良いのか、作ればよいのか直せは良いのかが一目でわかります。

現在、無料で行っていますので、お気軽にお問い合わせくださいね。

最後までお読みいただきありがとうございました！

『不動産最適化診断レポート例』



相続＆資産相談

相続税課税割合が財務省の予想を超えました。

平成27年に相続税が増税されたのは皆さまご存知だと思います。その増税の効果ですが、当初、財務省では1.5倍の6%になると予想していましたが、その予想を大幅に超える伸長率だった事が判明しました。

その平成27年の相続税課税割合は8%でした。

ちなみに・・・

税制改正前の14年の課税割合は4.4%で、06年以降は4.1~4.4%で推移していたが、15年を契機に急増しています。

課税価額の総額は約14兆6000億円で前年より約3兆円増えてます。

相続税増税の影響、対象者は予想よりも大きく、そして多いようです。

※国税庁HPより

ご相談先：0172-38-0980 担当 宮川

弘前賃貸プラザ 通信

〈2017年9月号〉



（写真：岩木川河川敷）

株式会社 成都地所

弘前市土手町211-10

0172-38-0980

<http://hirosaki-chintai.net/>
mail : miya@seito.net



今月の主な内容
賃貸経営Q & A
大切な妻を争族から守れ！
配偶者が大変な目にあった事例と対策
弘前賃貸プラザの満室再生事例
スタッフ紹介&プロフィール紹介
賃貸部はつらいよ
topics
遺産分割最高裁判例が変更
福間直樹の
不動産とお金の知恵袋！
相続＆資産相談



case study

大切な妻を相続から守れ！

配偶者が大変な目にあった事例と対策

自分が亡くなつてから奥様が大変な目に遭う事があります。
自宅であるのにも関わらず家賃を支払わなければならぬといったケースです。

自宅なのに何故、遺された奥様は家賃を支払わなくなつたのでしょうか？
お子様がいないという現行の相続ルールを考えた場合一つポイントになります。

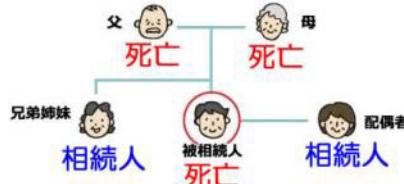
お子様がいないとどうなるでしょう？
その自宅は奥様と親のものになります。



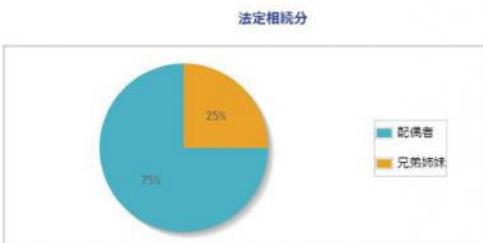
でも現実問題として自分が亡くなつて相続が発生している場合、親は既にご逝去されている場合が多いと思います。

この場合はどうなるのでしょうか？

相続人は
①自分の妻
②自分の兄弟
以上になります。



つまり、今まで自分と奥様が住んでいた自宅が一度も住んだ事もない兄弟のものになる可能性があるのです。



この兄弟へ相続される25%が問題になるのです。

兄弟から「今、住んでいる自宅の内、25%は俺のものだから、25%分の家賃4万円を支払え」と言われると奥様は対抗できません。自宅なのに家賃を払わないといけないのです。

自分が亡くなつた後に、奥様がこんなことになつてしまつたら大変ですよね。
死後も奥さまを守るにはどうしたらいいでしょう？

遺言書に「自宅は全て妻に譲る。」と書くだけです。それで奥様を守れます。
何故なら、兄弟には遺留分がないからです。

この一筆があるかないかで奥様を守れるかどうかが変わってきます。

國もこの問題に着手し始めまして平成29年7月18日の法制審議会で「配偶者に贈与された住宅を遺産分割の対象から外す。」という試案をまとめたそうです。

これが施行されるといいのですが・・・
施行前は遺言書を一筆書くのが良いです。
大切な妻を相続から守りましょう！

満室再生！

入居率
92%

満室物件続々誕生中！

(株)成都地所
賃貸事業部チーフ
宮川敬一

成都地所の満室事例⑪ ホワイトハイツ



こちらの物件。すごいお部屋はキレイなのですが、満室にするという視点にたつた場合、二つ弱点があります。

一つ目が前面道路です。

右の写真を見ていただけるとわかるのですが軽自動車一台が通るのがやっとなんですね。

特に女性が物件内覧時に嫌がるポイントです。事故を怖がるのです。

もう一つが大学の近くという事です。
何故？大学の近くという事が弱点になるのでしょうか？

実は・・競走が激しいからです。
競走が激しいのに、近くにどんどん新築アパートが建設されています。

ちょっと築年数が下がつただけで競争に負けてしまうエリアに建っているアパートなんです。



2点弱点のあるアパートなのですが競争に打ち勝ち満室になってます。なぜでしょうか？

オーナー様のご判断に負うことろが大きいのです。

お客様が実際に物件を内覧すると先ほど記載しました道路等、入居を考えるにあたってのハードルがいろいろ見えてしまいます。

また、中には保証人等、お客様自身にハードルがあるかともいらっしゃいます。

そういう個々の要望に柔軟に一つ一つ応えていったという事が満室になった大きな要因です。

誰でも要望を聞いてくれるというのは嬉しいですからね。

スタッフ紹介&ブログ紹介
賃貸部はつらいよ
～純情編～

リアルな賃貸現場最前線の声

オーナー業のさまざま

氏名	田中 麻希
出身地	青森県弘前市
担当	入居者担当(リーシング)
休日の過ごし方	子供と料理
座右の銘	つまづいたっていいじゃないか んげんたるもの
ひとこと	お客様第一主義！

賃貸の田舎です。

先日テレビをみていたら
サラリーマンの間でオーナー業
が流行っているというのをやつ
ていました

やはり、死ぬまで働かないとい
けないこの世の中社会を退
職してからの自分の収入に不
安を覚える方が多いのかもしれません。

現在30代の私の後はどう
なっているのか不安になります。
年金に期待はできないだ
ろうなあ・・・

それだけでなく、クレジットカ
ードの機械のオーナーや、コイ
ンランドリーのオーナーやたこ
つぼのオーナー等さまざまなオ
ーナー業があるんですね！！

ただ安易にオーナー業に手を
出して逆に借金を背負ってしまった方も多いようです。

将来に影響するお金に関する事
は慎重に考えないといけないで
すね！！

topics
遺産分割 最高裁判例が変更

平成28年12月19日に最高裁判例が変更されました。
相続の取り分を決める「遺産相続」についてです。
今までの判例は「相続人全員の合意がなければ預貯金は遺産分割に含めない」とされてきました。

ところが今回の判例では「預貯金は遺
産分割の対象とするのが相当」と180
度真逆の決定がされました。

具体的には「お兄さんは土地と建物。
妹は預貯金全部」といった柔軟な分割
が可能になりました。

より柔軟な分割が出来る判例になった
という事でしょうか？ ただし喜んで
ばかりもいられない・・・
銀行によっては「同意書がないと引き
落としには応じられないよ。」と預貯
金の引き落としを拒むことも予想され
ます。ご注意下さい。



判例が変わりました！